

平成21年6月11日

組 合 員 各 位

全国海運組合連合会

## (緊急不況対策) 老齢船処理事業関連規程等の改正について

昨年秋以来の経済環境激変を受けて、内航業界では緊急不況対策を実施するため、今般、国土交通大臣宛「内航海運暫定措置事業規程の一部改正」について変更認可申請を致しましたのでご報告致します。

内容と致しましては、暫定措置事業規程を活用した21年度限りの措置として

- ①船齢16年以上の老齢船処理を促進するため買上を実施する
- ②買上単価は通常単価の1/2
- ③予算は100億円の範囲内
- ④但し、事業廃止、グループ化・協業化等による事業の効率化を伴うものに限定  
(グループ化・協業化等については所属組合にご相談下さい)

※ 第1回目の募集期間は7/1～7/20の予定です。

又、これに関連して理事会決定事項等の一部改正も行われましたので、併せて別紙をご参照下さい。

以 上

## 内航海運暫定措置事業規程の一部改正(案)

## 1. 改正事項

- (1) 規程附則を次のとおり改正し、船齢16年以上船を対象とする解撤等交付金制度を期間を限定して創設する等の内航老齢船処理事業を実施する。

附 則(平成10年5月15日)

(施行期日)

- 1 この規程は、運輸大臣の認可のあった日(平成10年5月15日)から実施する。

(内航海運老齢船処理事業の実施)

- 2 総連合会は、組合員の経済的地位を改善し、もって内航海運業の円滑な運営により国民経済の健全な発達に寄与する目的を達成するため、内航海運業の用に供する老齢船舶の解撤等による処理事業(以下「処理事業」という。)を実施するものとする。

- 3 第3条第1項、第2項、第4項、第6項、第8項、第10項から第14項までの規定は、処理事業について準用する。この場合において、同条第6項中「第10条」とあるのは「附則第7項」と読み替えるものとする。

(調整対象船舶)

- 4 調整対象船舶は、船齢16年以上の貨物船及び油送船であって、業法に基づく内航海運業の登録もしくは変更登録又は届出に係る総トン数20トン以上の船舶とする。

ただし、バージとセットされる押船については、総トン数20トン未満のものも対象とする。

(解撤等交付金の交付)

- 5 組合員が自己の所有する交付金対象船舶に係る解撤等交付金の交付を受けようとするときは、所属の海運組合を経由して、総連合会に処理事業に係る解撤等交付金の交付申請(以下「交付金申請」という。)をし、その認定を得るものとする。

ただし、交付金申請額の合計が100億円に達した時点で申請受付を打ち切る。

- 6 解撤等交付金単価は、船種別に次の通りとする。

船種等区分		解撤等交付金単価 (単位：円/対象トン数当り)
一般貨物船		28,000
特殊貨物船	イ. 同種の特殊貨物船の引当により承認されたもの	13,250
	ロ. トン当たり10万円の納付金によるもの	11,925
	ハ. トン当たり10万円未満の納付金によるもの	10,600
	ニ. 30分の8で自家用船から転用された砂利船	7,950
	ホ. 違反船正常化により承認された土運船・砂利船	6,625
	ヘ. イ～ホ以外の条件により承認された船舶	2,650
	ト. 被曳はしけ	5,300
	チ. 台船	2,650
油送船		13,250
IMO船(特殊油送船)		6,625
曳船		2,800
特殊な条件により承認された船舶		1,325

注1：一般貨物船の引当資格を有する特殊貨物船の一般貨物船引当資格部分の解撤等交付金単価は、一般貨物船の単価を適用する。

注2：特殊貨物船の船種区分は、解撤等交付金申請対象船舶の建造等承認時の条件を基準とする。

注3：木船の解撤等交付金単価は、鋼船の単価の1/2とする。又、油はしけの解撤等交付金単価は、油送船の単価の2/3とする。

- 7 総連合会は、組合員が附則第5項の認定に基づき原則として6カ月以内に当該交付金対象船舶の解撤等を完了した場合、前項の交付金単価に当該交付金対象船舶の引当資格対象トン数を乗じた額の解撤等交付金を交付する。  
ただし、解撤等期間については、やむを得ない事情があると認められるときは、理事会の議決を経て延期することができるものとする。
- 8 解撤等交付金を受給した組合員が、次の各号の何れかに該当する場合は、直ちに当該交付金を総連合会に返戻しなければならないものとし、その取り扱いに関する細目は、細則で定めるものとする。
  - 一 解撤等交付金を不正に受給したことが判明したとき。
  - 二 附則第12項において準用される第11条において定める解撤等交付金受給資格等の喪失船舶に対して解撤等交付金を受給したとき。
  - 三 本事業の遂行を著しく阻害する行為を行ったとき。
- 9 解撤等交付金申請者が、次の各号の何れかに該当する場合は、交付金を交付しない。  
ただし、やむを得ない事情があると理事会が認めた場合は、細則で定めるところにより交付金単価を減額して交付することができる。
  - 一 総連合会の実施する諸業務に係る違反があるとき。
  - 二 申請に係る船舶が、次条に定める解撤等交付金受給資格等の喪失船舶であるとき。
  - 三 申請の内容が、事実と著しく相違しているとき。
  - 四 賦課金又は納付金に未納があるとき。
  - 五 前四号で定めるもののほか、交付に適しない理由のあるとき。

(解撤等交付金受給資格の喪失)
- 10 第11条の規定は、処理事業における解撤等交付金受給資格の喪失について準用する。この場合において、同条中「解撤等交付金申請資格及び建造等納付金免除申請資格(以下「資格」という。)」とあるのは「解撤等交付金申請資格」と読み替えるものとする。  
(申請の受付)
- 11 解撤等交付金申請の受付は、平成21年度限りとする。
- 12 総連合会は、4回以内で交付金申請を受け付ける期間(以下「申請期間」という。)を設定するものとする。
- 13 前項の申請受付の時期及び手続き等に関する細目は、細則で定めるものとする。  
(申請の審査)
- 14 総連合会は、前三項の規定により受理した申請につき、附則第5項から第9項までに定める要件の他、次の各号に掲げる要件を基準に審査する。
  - 一 交付金対象船舶の船齢が16年以上のものであること。
  - 二 事業の廃止、事業の統合又は共同して行う事業の効率化を伴うものであること。
  - 三 申請船舶が申請時点で現に稼働中の船舶であること。
- 15 前項の基準等に関する細目は、細則で定めるものとする。  
(審査結果の通知)
- 16 総連合会は、前項の規定による審査の結果を所属する海運組合を通じて、原則として1カ月以内に申請者に通知するものとする。  
(交付金対象認定船舶に係る審査)
- 17 総連合会は、交付金対象認定船舶について、次に掲げる事項について審査するものとする。
  - 一 交付金対象船舶の解撤に関する船骸処理の実施状況
  - 二 その他必要な事項
- 18 総連合会は、この規程の実施に必要な限度において、組合員に報告させ、及びその委員をして組合員の事務所又は船舶に立ち入り、認定された建造等船舶の状況について、調査させることができるものとする。
- 19 前項の規定により、立入調査を行う委員は、身分を証する証明書を携帯し、関係人に呈示しなければならないものとする。
- 20 前三項の規定による審査等に関する細目は、細則で定めるものとする。  
(認定の決定)
- 21 総連合会は、必要な審査を完了したときは、その認定を決定した認定書を交付するものとする。  
(認定条件等の厳守)
- 22 組合員は、認定船舶の解撤等の実行に当たり、付せられた条件を厳守しなければならないものとする。

(認定条件と差異が生じた場合の措置)

23 本規程により解撤等交付金の交付認定を受けた船舶が次の各号に該当することとなった場合は、当該組員は、総連合会の定める期限内に、当該解撤等交付金を返戻しなければならないものとする。

一 交付金申請に係る提出書類等の内容が、事実と著しく相違していることが明らかになったとき。

二 交付金認定を受けた船舶が、付せられた条件と相違したとき。

24 前項第一号及び第二号に該当する場合において、総連合会から条件が指示された場合は、定められた期間内に速やかにその指示する条件を履行しなければならない。

25 内航運送をする事業者は、前二項に定める措置を講じない船舶を運航してはならない。

(認定の取消)

26 総連合会は、前三項の処理が履行されなかったときは、理事会の議決により、その認定を取り消すことができるものとする。

(雑則)

27 第23条から第25条まで及び第27条から第29条までの規定は、処理事業について準用する。この場合、第24条中「第8条の納付金の他、借入金等」とあるのは「第8条の納付金等」と読み替えるものとする。

(事業の終了)

28 処理事業は、その収支が相償ったときに終了する。

29 総連合会は、次の各号の一に該当する場合には、違反者である組員から違反事件1件につき、違反によって生じる建造等納付金相当額及び2千万円以下の過怠金を加算した額を徴収することができるものとする。

一 組員が、附則第22項の規定に違反したとき。

二 組員が、附則第23項から第25項までの規定に基づく、総連合会の指示する処理を履行しなかったとき。

三 組員が、附則第18項の規定による報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、または審査を拒み、妨げ、もしくは忌避したとき。

30 総連合会は、過怠金の支払いを怠った組員、又は違反度の重い組員につき、過怠金の徴収に加えて、その組員の所属する海運組合に対し、当該違反者の除名を勧告することができるものとする。

31 前項の勧告を受けた海運組合は、これを尊重しなければならないものとする。

(懲罰委員会)

32 総連合会は、定款第38条の規定に基づく懲罰委員会に、違反事件を審査し、違反者に対し、前二項の規定を適用する業務を行わせる。

33 懲罰委員会は、事件の審査を行うにあたり、除名、過怠金の適用を伴う違反者である疑いのある組員に委員会日の2週間前までにその旨を通知し、十分弁明の機会を与えなければならないものとする。

34 前項に定めるもののほか懲罰委員会の構成及び運営に関する事項は、理事会の議決により懲罰委員会規約で定めるものとする。

附 則 (平成21年6月10日)

(施行期日)

この規程は、国土交通大臣の認可のあった日(平成21年月 日)から実施する。

## 2. 改正期日

(1) 規程改正日 : 国土交通大臣の改正認可日

(2) 規程実施日 : 同日

## 3. 改正理由

老齢船と称される船齢16年以上の船舶は、安全性、環境性能の上で問題があると指摘されている。こうした老齢船については、海外売船することにより市場から撤退していたが、今般の世界同時不況と円高の進行により、海外売船市場が極端に低迷し、老齢船が市場から撤退できない状態が生じている。このため、老齢船を対象とした内航船老齢船処理事業を実施することにより、老齢船の市場からの撤退を促し、安全で低廉なサービスを提供するとともに、残る事業者についても協業化・グループ化等の経営基盤強化策を講じ、市場の活性化、競争力の向上を図るものである。

## 内航海運暫定措置事業規程附則第13項及び第14項に係る実施細則の設定

### 1. 設定事項

内航海運暫定措置事業規程附則第13項及び第14項に係る実施細則を次の通り設定する。

内航海運暫定措置事業規程(以下「規程」という。)附則第13項の解撤等交付金申請受付期間並びに第14項第一号、第二号及び第三号の基準の細目は、この細則で定める。

(老齢船解撤等交付金申請の受付時期)

第1条 老齢船解撤等交付金申請(以下「交付金申請」という。)の受付時期は、次の通りとする。

第1回 平成21年7月1日～7月20日 ・ 第2回 平成21年9月1日～9月20日

第3回 平成21年11月1日～11月20日 ・ 第4回 平成22年3月1日～3月20日

(交付金対象船舶の船齢)

第2条 解撤等交付金(以下「交付金」という。)の交付対象となる船齢16年以上の船舶とは、当該船舶の進水月を基準として、交付金申請受付月時点で船齢が16年以上経過している船舶(以下「老齢船」という。)をいう。

この場合、進水月は、登録事項証明書(旧船舶原簿謄本)に記載された月とし、登録事項証明書の対象とならない船舶については、総連合会が管理する引当資格台帳記載の竣工月とする。

(交付金申請受付に関する取扱い)

第3条 第1回目の申請受付においては、下記の算式により算定された船種別交付金所要額の範囲内で、船種毎に実施する。

(当該船種の平成21年4月1日現在の老齢船船腹量×交付金単価)

当該船種の交付金所要額 =  $\frac{\text{全船種の平成21年4月1日現在の老齢船船腹量} \times \text{交付金単価}}{\text{全船種の平成21年4月1日現在の老齢船船腹量} \times \text{交付金単価}} \times 100 \text{ 億円}$

(全船種の平成21年4月1日現在の老齢船船腹量×交付金単価)

ただし、交付金申請額が船種毎に設定された所要金額を超えることとなった場合は、次の取り扱いにより審査順位を決定する。

① 交付金申請書提出日の早いものを優先する。この場合、申請書の提出日は、当該申請に係る郵便局の受付日を基準とする。

なお、交付金所要額到達時点で、同提出日の申請が複数となった場合は、進水月の古い船舶を優先する。

② 提出日、進水月とも同時の場合は、対象トン数の小さいものを優先する。

③ 前①及び②によっても決しない場合は、籤により申請対象船舶を決定する。

なお、交付金所要額を超える申請分については、既交付金申請額が総交付金所要額に達していないことを条件に、次回申請受付に繰り越すことができるものとする。

2 第2回目以降の受付においては、船種毎の所要額は設定せず、前項①～③の要件のみにより審査順位を決定する。

(審査基準等の細目)

第4条 規程第14項第二号に定める基準の要件は、次の各号の何れかとする。

一 申請事業者が所有する老齢船を解撤等し、内航海運事業を廃止するもの。

二 複数隻以上の船舶を所有する事業者が他の事業者とのグループ化を図るため、船舶管理会社等を設立又は既存の船舶管理会社等へ参加することとして、経営基盤強化の観点から所有する老齢船を解撤等するもの。

三 老齢船を所有する事業者が他の事業者と協業化、合併等を行うこととして経営基盤強化の観点から所有する老齢船を解撤等するもの。

(前条の要件の確認)

第5条 前条の要件を確認するため、交付金認定を受けた事業者は、交付金申請時及び「処理完了届」提出時に次の書類を提出するものとする。

(1) 交付金申請時に提出する書類

交付金申請に当たっては、「解撤等交付金申請書」(別表1-1)に記載されている添付書類の他、下記書類(何れも指定様式のもの)を提出すること。

- ① 前条第一号に該当する申請を行うものは、「事業廃止確約書」
- ② 前条第二号に該当する申請を行うものは、「集約化・グループ化に関する確約書」
- ③ 前条第三号に該当する申請を行うものは、「協業化・合併等確約書」

(2) 「処理完了届」に添付して提出する書類

処理完了届の提出に当たっては、「解撤等処理完了届」(別表2)に記載されている添付書類の他、下記書類を提出すること。

- ① 前条第一号に該当する申請により認定を受けているものは、内航海運業の事業廃止届出書(運輸局の受理印のあるもの)の写し。
- ② 前条第二号に該当する申請により認定を受けているものは、当該船舶管理会社等とする船舶管理契約書又は用船契約書の写し及び当該船舶管理会社等に係る使用船舶明細を含む登録事項関係申請書(運輸局の受理印のあるもの)の写し。
- ③ 前条第三号に該当する申請により認定を受けているものは、当該協業組合とする用船契約書の写し又は合併する場合は合併会社の商業登記簿謄本及び当該協業組合又は合併会社に係る使用船舶明細を含む登録事項関係申請書(運輸局の受理印のあるもの)の写し。

(現に稼働中の要件)

第6条 規程第14項第三号に定める現に稼働中の船舶とは、平成21年4月1日時点で解撤等未了の船舶(登録事項証明書非抹消船舶)とする。

2. 設定理由

今般、暫定措置事業の附則を改正し、内航海運老齢船処理事業を実施することになったが、本細則は、その第13項(交付金申請の受付)及び第14項(審査基準)に係る運用細目を定めるために設定するものである。

3. 改正日：平成21年5月21日(第551回理事会)

4. 実施日：国土交通大臣の規程改正認可日(平成21年 月 日)

## 内航海運暫定措置事業規程実施細則の一部変更

### 1. 改正事項

第13条第2項を追加する改正及び第27条第3項第一号になお書き以下を追加する改正を次の通り行う。

#### (1) 第13条第2項関係

2 共有する事業者が組合員であって、当該共有者が自己の持ち分対象トン数を交付金申請の対象としない場合は、当該対象トン数について第27条第3項を適用し、留保することができるものとする。

#### (2) 第27条第3項第一号関係

#### 3 留保等の取り扱い

一 建造等認定に係る納付金免除船舶（複数隻の場合を含む。）の交付金相当額が建造等納付金免除限度額を超える場合に生じる余剰トン数、解撤等交付金対象船舶として認定を受けている船舶を建造等納付金免除船舶に振り替えるもの及び免除船として使用する目的で解撤等を完了した船舶については、当該納付金免除対象トン数を留保することができるものとする。

なお、留保対象船舶が共有船である場合は、船舶管理人が共有者を代表して留保申請するものとする。

ただし、船舶管理人以外の共有者（以下「共有者」という。）の持ち分を留保する場合は、共有者が組合員である場合に限り、共有者が個別に留保申請することができるものとする。

改正日：平成21年5月21日（第551回理事会）

実施日：暫定措置事業規程の改正認可のあった日（平成21年〇月〇日）

## 「(4) 対象トン数の留保に係る取扱い要領」の一部改正

### 1. 改正事項

第4条及び附則を次の通り改正する。

#### ① 第4条関係

(留保対象トン数の有効期間)

第4条 留保対象トン数の有効期間は、原則として解撤等完了の日から3年間とする。

#### ② 附則関係

附 則 (平成21年5月21日)

(施行期日)

この改正(付則の改正)は、平成21年5月21日から実施する。

2 解撤等未了船舶であって、平成22年度末までの解撤等完了を確約する船舶に係る留保申請については、平成21年度に限り第2条第3項に該当するものとして取り扱う。

この場合、申請船舶は、本規定実施の日から平成23年3月31日までの間に解撤等を完了するものとし、当該船舶の対象トン数の留保期間は、第4条の定めにかかわらず平成28年3月31日とする。

3 前項の取扱いは、第2条第1項及び第2項に該当する船舶にも準用する。

4 この規程改正時点で既に留保が認定されている船舶の留保期間は、第4条の定めにかかわらず、解撤等完了後5年間とする。

改正日：平成21年5月21日(第551回理事会)

実施日：暫定措置事業規程の改正認可のあった日(平成21年〇月〇日)



# (ご参考)

## 留保対象トン数船舶の取扱いについて

(全国海運組合連合会作成)

①【建造申請に伴う余剰留保船舶】  
平成21年5月期～22年1月期において建造申請し免除船を附し余剰対象トン数が生じた場合、  
大臣認可のあった日～平成23年3月31日までに解撤等を完了した船舶  
\*平成28年3月31日までとする。

例 1 平成21年7月期申請  
建造船 1,600D/W → 免除船 2,000D/W = 余剰 400D/W  
竣工予定 22年5月 解撤等処理 22年4月15日 留保期限 28年3月31日

例 2 平成22年1月期申請  
建造船 3,000D/W → 免除船 3,500D/W = 余剰 500D/W  
竣工予定 23年5月 解撤等処理 23年4月15日 留保期限 26年4月14日(現行規程の3年間)

②【留保対象トン数の留保申請船舶】  
平成21年度中に留保申請をし、大臣認可のあった日～平成23年3月31日までの間に解撤等を完了する船舶の留保期間は  
\*平成28年3月31日までとする。

A丸 1,000D/W → A丸 1,000D/W → A丸 1,000D/W  
平成21年10月留保申請 解撤等処理 23年3月15日 留保期限 新規程適用 28年3月31日

B丸 1,300D/W → B丸 1,300D/W → B丸 1,300D/W  
平成22年2月留保申請 解撤等処理 23年4月15日 留保期限 26年4月14日(現行規程の3年間)

③【留保認定済み船舶】  
平成21年3月31日までの間に留保申請をし、認定を受けている船舶の留保期間は  
\*有効期間は一律に解撤等完了日から5年間とする。

C丸 1,500D/W → C丸 1,500D/W → C丸 1,500D/W  
平成21年3月15日留保認定 現行留保期限 平成24年3月14日 留保期限 新規程適用 平成26年3月14日  
(2年間延長)

④【解撤等完了船で留保申請をしていない船舶】  
D丸 1,600D/W → D丸 1,600D/W  
解撤等完了 20年3月15日海売 留保期限 23年3月14日(現行規程の3年間)

但し、平成21年度中に留保申請した場合には、既認定船と見なし

E丸 2,000D/W → E丸 2,000D/W → E丸 2,000D/W  
解撤等完了 20年3月15日海売 免除有効期限 23年3月14日 新規程適用 平成25年3月14日  
(現行規程の3年間) + (2年間延長)

## 理事会決定の一部変更

### 1. (19) 資金管理計画の適正化法策に関する理事会決定

#### (1) 改正事項

第6条に第2項を追加する改正を次の通り行う。

- 2 前項②の規定は、平成21年5月21日付け改正の「(4) 対象トン数の留保に係る取扱い要領」附則第2項、第3項及び第4項に該当する船舶には適用しない。

改正日：平成21年5月21日（第551回理事会）

実施日：暫定措置事業規程の改正認可のあった日（平成21年〇月〇日）

### 2. (27) 解撤等交付金の交付決定に関する理事会決定

#### (1) 改正事項

第6条第2項の一部を次の通り改正する。

- 2 前項でいう引当資格有効期間は、前項第一号及び第二号に該当する場合を除き当該船舶の解撤等完了後3年間とする。

ただし、交付金交付順位が資金管理計画に定める予定交付額の対象とならなかった期間内に当該引当資格有効期間を経過することとなった交付金対象船舶については、交付金対象船舶認定日（交付金対象船舶認定日時時点で解撤等未了の船舶は解撤等完了日）から引当資格有効期間満了日までの間を引当資格有効期間の経過期間に算入しないものとする。

この場合、経過期間の算入開始基準日は、当該船舶の交付順位が予定交付額内となったときの交付審査決定日とする。

改正日：平成21年5月21日（第551回理事会）

実施日：暫定措置事業規程の改正認可のあった日（平成21年〇月〇日）

### 3. 解撤等完了期限の取扱いに関する理事会決定

#### (1) 設定事項

建造等納付金免除船舶又は解撤等交付金対象船舶の解撤等完了期限に関する取扱いを別紙の通り定める。

改正日：平成21年5月21日（第551回理事会）

実施日：暫定措置事業規程の改正認可のあった日（平成21年〇月〇日）

## 解撤等完了期限の取扱いに関する理事会決定

平成 21 年 5 月 21 日 第 551 回理事会決定

建造等納付金免除船舶又は解撤等交付金対象船舶の解撤等完了期限に関する取扱いを下記の通り定める。

### 記

(解撤等完了期限の延期申請)

第 1 条 解撤等交付金対象認定船舶(以下「交付金認定船舶」という。)又は建造等納付金免除船舶(以下「免除船舶」という。)が、やむを得ない事情により解撤等完了期限内の解撤等完了が困難となった場合、組合員は、細則第 29 条に基づき認定条件変更申請により、解撤等完了期限の延期を申請することができるものとする。

(申請の審査)

第 2 条 総連合会は、前条の申請が行われた場合、真に事情やむを得ないと認められる事例に限り、次条に定める条件に基づき、6ヶ月を限度として解撤等完了期限の延期を認めることができるものとする。

(解撤等完了期限の延期に関する条件)

第 3 条 解撤等完了期限の延期を認める場合の条件は、次の通りとする。

(1) 免除船舶関係

免除船舶については、新造船竣工日から係船すること。

この場合、係船の実施を証するため、次の何れかの書類を提出すること。

- ・ 港湾管理者が発行する繋船証明書
- ・ 船員の雇い止めを証する書類
- ・ 船舶検査証書返納届
- ・ その他、公的に係船の事実を証明する書類

(2) 交付金認定船舶関係

交付金認定船舶については、交付金対象船舶認定日より6ヶ月を超える日から係船すること。

この場合、係船の実施を証するため、次の何れかの書類を提出すること。

- ・ 港湾管理者が発行する繋船証明書
- ・ 船員の雇い止めを証する書類
- ・ 船舶検査証書返納届
- ・ その他、公的に係船の事実を証明する書類

なお、総連合会は、係船の事実を確認するため、必要に応じ、モニター調査・監査員による実態調査を実施するものとする。

(処理完了報告)

第 4 条 解撤等完了期限の延期認定を受けた船舶が解撤等を完了した場合、前条(1)に該当する船舶については、別に定める「解撤等処理完了報告書」に解撤等一件書類を添付して提出するものとし、前条(2)に該当する船舶については、規程実施細則第 7 条に基づき、「解撤等処理完了届」に解撤等一件書類を添付して提出するものとする。

(処理完了後の取扱い)

第 5 条 総連合会は、前条の提出書類を関係規定に基づき審査し、適正に処理されたことが確認されたものについて、次の通り取り扱うものとする。

- 一 第 3 条(1)に該当するものについては、諸業務完了証明書の交付。
- 二 第 3 条(2)に該当するものについては、交付金交付決定通知書の交付。

(条件に違反した場合の取扱い)

第 6 条 解撤等完了期限の延期認定を受けた船舶が指定された期間内に解撤等が完了しなかった場合、又は、付せられた条件に違反した場合は、規程第 19 条違反として取り扱うものとし、規程第 20 条に基づく措置を講じなければならないものとする。